

■原村ふるさと寄附金の状況

皆様からお寄せいただいた寄附金は、「原村ふるさと寄附金基金」に積み立て、大切に活用させていただきます。皆様からの温かいご支援に、心より感謝申し上げます。

寄附金の使いみち	平成20年度～25年度		平成26年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①自然環境の保全・景観	55件	1,440,000円	10件	57,500円	65件	1,497,500円
②産業振興、都市との交流	4件	450,000円	2件	40,000円	6件	490,000円
③健康と福祉向上	29件	943,000円	9件	632,500円	38件	1,575,500円
④人づくり及び教育・文化	26件	3,327,000円	6件	780,000円	32件	4,107,000円
⑤公民協働	3件	1,030,000円	1件	100,000円	4件	1,130,000円
⑥事業指定なし	45件	1,190,000円	12件	410,000円	57件	1,600,000円
計	162件	8,380,000円	40件	2,020,000円	202件	10,400,000円

《平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)にご寄附いただいた方々》 (敬称略)

河原 修(神奈川県)、小林 昌尚(東京都)、坂本 賢治(諏訪市)、野澤 秀夫(東京都)、山崎 久(山形県)、春井 いずみ(東京都)、中村 雅人(東京都)、中村 順子(東京都)、清水 澄人(東京都)、小松 一文(東京都)、清水 義英(埼玉県)、伊藤 順雄(東京都) 他22名

《平成27年度(平成26年4月1日～平成27年8月31日現在)にご寄附いただいた方々》 (敬称略)

原村 信三(岡山県)、清水 澄(原村) 他1名

■『原村ふるさと寄附金』の申し込み方法

電話、FAX、Eメールで総務課村づくり係へ直接お申し込みください。
お申し込みいただいた方に「寄附申込書」と「専用納付書」を郵送します。

寄附をすると税の優遇制度が受けられます。

「ふるさと寄附金」で2,000円を超えるご寄附をいただいた方は、所得税と個人住民税から一定額を上限に軽減を受けることができ、ふるさとに納税したのと同じ効果があります。
※税制上の優遇措置の詳細については、最寄の税務署または、役場住民財務課にお問い合わせください。

《注意》

「ふるさと寄附金」をかたる寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。

村づくり通信

総務課村づくり係からのお知らせ

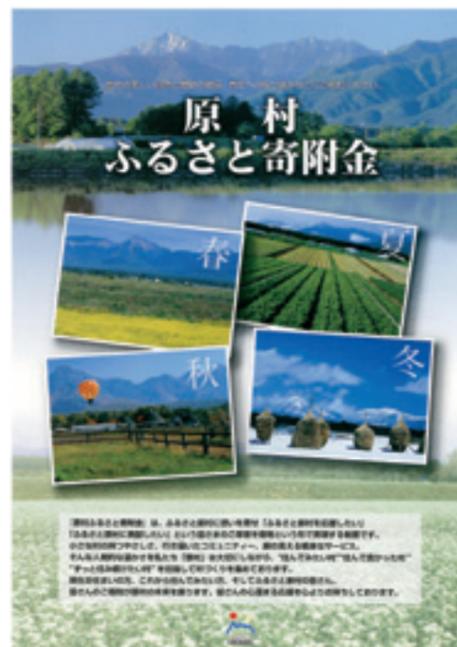
問・申請受付 総務課 村づくり係
電話：79-7922(直通) FAX:79-5504
E-Mail: muradukuri@vill.hara.nagano.jp



ふるさと「はらむら」を
応援して下さる多くの皆さんへ・・・

親戚・友人・お知り合いの方でこの制度に賛同していただける方がいらっしゃいましたら、役場2階総務課村づくり係までご連絡ください。

～『ふるさと原村』の未来を一緒に創りませんか～ 「原村ふるさと寄附金」にご協力ください



原村では、「ふるさとを応援したい」「ふるさとのために役に立ちたい」という皆様の思いを形にすることが出来る『原村ふるさと寄附金制度』を平成20年6月から実施しています。ご協力いただける方に、あらかじめ寄附金の使いみちを決めていただき、その意向に沿って大切に活用いたします。生まれ育ったふるさと原村を応援したい、自分と関わりのある原村に貢献したいという、あなたの想いをお待ちしております。

『原村ふるさと寄附金』の活用方法

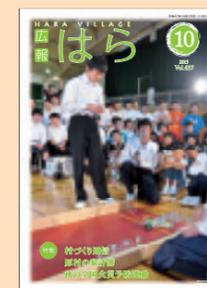
- 1 自然環境の保全及び景観の維持・再生に関する事
- 2 産業振興、都市との交流等に関する事
- 3 健康と福祉向上に関する事
- 4 人づくり及び教育・文化に関する事
- 5 公民協働による村づくりに関する事
- 6 事業指定なし

ご寄附をいただいた方に・・・

5,000円以上ご寄附いただいた方には、寄附金額に応じ、ささやかですが村内の入浴施設「原村ふれあいセンターもみの湯」、「原村レストハウス樫の木荘」で使用できる日帰り入浴券2人分、または原村産のお米やシクラメン等の原村特産品をお届けしております。

もくじ

■村づくり通信	2-3
■原村の家計簿	4-8
■秋の全国火災予防運動	9
■くらしの情報	10-13
■行政情報	14-15
■保健・福祉の掲示板	16
■くらしのガイド	17
■はらむらとびっくす	18-19
■はじめましてもうすぐ2才です	20



●表紙写真/「白熱!ロボットコンテスト」
9月18日～19日、原中学校文化祭「もみの木祭」が行われました。

初日のステージ発表では、意見文発表やブケコへホームステイの学習発表、有志による重唱演奏などの発表がありました。中でも、今年初開催のロボットコンテストは盛り上がりを見せ、真剣な眼差しで手作りロボットを操縦する生徒たちに、会場からはたくさんの声援が飛び交いました。

■人の動き

- ・人口 7,892人 (-15)
- ・男 3,903人 (-24)
- ・女 3,989人 (+9)
- ・世帯数 3,118世帯(-7)
- ・転入 14
- ・転出 21
- ・出生 4
- ・死亡 11

平成27年9月末現在。
()内は前月比。

グラフ用語の説明(歳入)

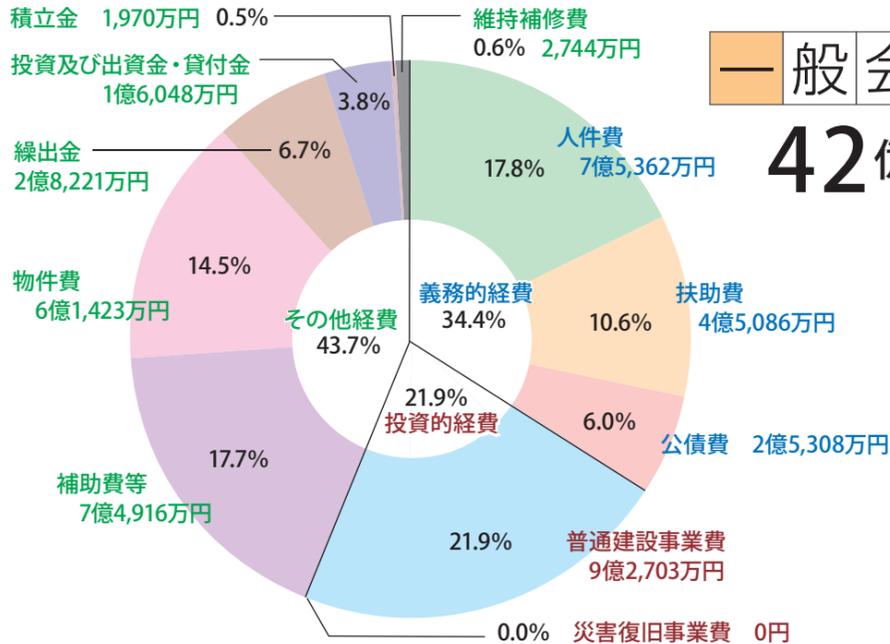
- 村税：村民税、固定資産税など村に納める税金
- 繰越金：前年度から今年度に持ち越されたお金
- 諸収入：村の預金の利子や貸付金の元利収入など
- 分担金・負担金：特定の利益を受ける人から入るお金
- 地方交付税：行政サービスの一定水準の確保のため、所得税などの国税の一部が国より交付されるお金
- 地方債：村が外部から調達した資金(いわゆる村の借金)
- 国庫支出金：村の特定の仕事に対して国から交付されるお金
- 県支出金：村の特定の仕事に対して県から交付されるお金
- 地方譲与税：自動車重量税など本来地方税に属される税金を国が徴収し、村に譲与されたお金

グラフ用語の説明(歳出)

- 人件費：職員・議員等に対し勤務の対価、報酬として支払われる経費
- 補助費等：各種団体や個人に支払われる補助金、負担金などの経費
- 繰出金：一般会計と特別会計間において支出される経費
- 普通建設事業費：道路、橋梁、学校、庁舎の建設事業に要する投資的経費
- 物件費：消費的性質の経費
- 公債費：村が借りているお金を返済するための経費
- 扶助費：児童福祉法等に基づき被扶助者に対し支給する経費
- 積立金：財源に余裕がある場合において特定の支出目的のため積み立てる経費

一般会計歳出額

42億3781万円



◆自主財源と依存財源

自主財源は、村が自主的に得ることができる財源で、村税や繰越金などがあります。これに対し、国・県支出金や地方譲与税、地方交付税など国や県の決定及び法律等に基づき収入する財源を依存財源といいます。

本村の自主財源総額は18億3,631万円、昨年と比べて8億5,555万円(5.1%)増加、歳入総額に占める割合は38.9%となりました。科目別にみた構成比では、村税が最も多く、続いて繰越金、諸収入の順となっています。

一方、依存財源総額は28億8,384万円、歳入総額の61.1%を占めています。昨年と比べて2.1ポイント増加しました。

- ・繰越金 74,300万円増
- ・地方債 88,200万円増
- ・公共事業等債 43,000万円増、学校施設整備事業債 52,100万円新規増
- ・繰越金 74,300万円増
- ・地方債 88,200万円増
- ・公共事業等債 43,000万円増、学校施設整備事業債 52,100万円新規増
- ・繰越金 74,300万円増
- ・地方債 88,200万円増
- ・公共事業等債 43,000万円増、学校施設整備事業債 52,100万円新規増

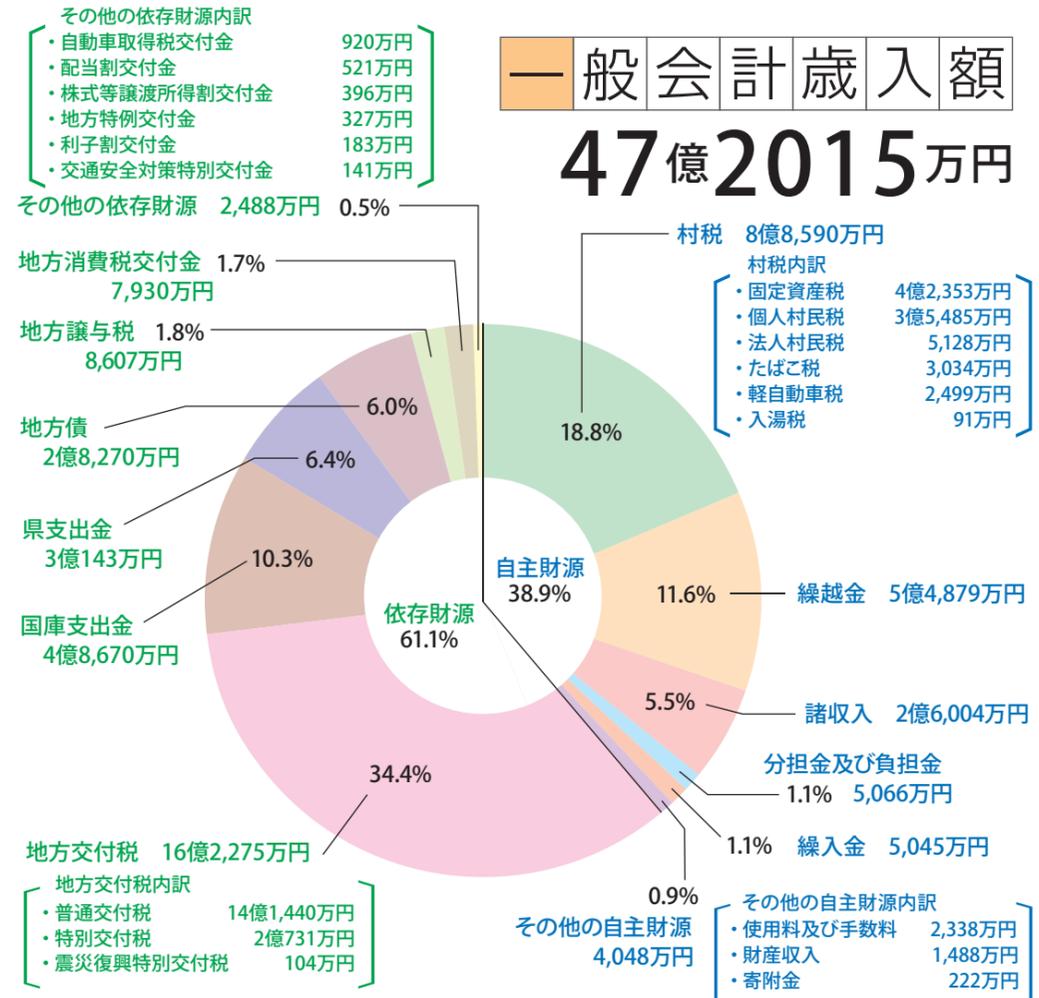
◆歳出の主な増減内訳

- ・人件費 24,227万円増
- ・物件費 17,442万円減
- ・総合計画策定業務 601万円増、道路除雪委託料 407,000円減
- ・扶助費 43,900万円増
- ・臨時福祉給付金・子育て世帯特別給付金 26,088万円増、老人医療費特別給付金 755万円増
- ・補助費 22,311万円増
- ・南砺衛生施設組合 12,000万円増、諏訪南行政事務組合(ごみ処理) 1,030万円増
- ・普通建設事業 4億8,377万円増：経営体育成支援事業(大雪被害対策) 3億7,528万円新規増、保育所給食棟建設工事 1億9,200万円増
- ・公債費 31,544万円減
- ・地方債元利償還金

なお、社会保障財源化分として交付された地方消費税交付金 15,555万円は、障害者福祉対策事業のうち人件費及び事務費を除いた一般財源分として使用しました。

一般会計歳入額

47億2015万円



◆收支の状況

一般会計の決算

一般会計決算における前年度比は、歳入が、4億6,097万円(10.8%)の増加、歳出が5億2,741万円(14.2%)の増加となりました。

住民一人当たりで見ると、歳入が60万9,111円、歳出が53万9,505円となります。

翌年度に繰り越すべき財源は74,711万円、実質収支額は4億7,633万円の赤字、単年度収支額については1億2,817万円の赤字となりました。

◆歳入の主な増減内訳

- ・村税 31,290万円増
- ・村民税 27,222万円増、固定資産税 606万円増、たばこ税 2,744万円減
- ・地方消費税交付金 16,111万円増：消費税率引上げによる
- ・自動車取得税交付金 160,600円減：税率引下げによる
- ・地方交付税 85,400万円増
- ・普通交付税 14,222万円減
- ・特別交付税 22,766万円増
- ・国支出金 1億7,684万円増：経営体育成支援事業(雪害対策) 2億2,722万円増、地域介護福祉空間等整備事業 3,200万円減
- ・県支出金 1億71万円増
- ・経営体育成支援事業(雪害)

財政調整基金への積立て・取崩しを加減した実質単年度収支も1億2,229万円の赤字となっています。

平成26年度は、社会保障経費の財源確保のため消費税率が8%に引き上げられ、地方消費税交付金に社会保障財源化分15,555万円が新たに増えています。また、2月豪雪災害対策経費や保育所給食棟建設工事により普通建設事業費が109.1%増加となっています。

特別会計・企業会計の決算

特別会計

◆国民健康保険事業勘定特別会計

歳入は前年度に比べ9160万円8.6割の増加、歳出は5712万円6.1割増加しています。収支差引額は1億5700万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は3448万円の黒字でした。

平成20年度から始まった特定健診の受診率が38.7割(平成26年度末)にとどまっているため、特定健診未受診者への勧奨はがきを送付しました。また、生活習慣病予防対策としての健康スタイルアップ教室、春に体操教室、秋にはウォーキング大会、エイズ予防講演会や診療所による健康相談を実施しました。今後も国保制度の趣旨普及を図るとともに保健予防活動の推進や保険料納率の向上に努めてまいります。

◆国民健康保険直営診療施設勘定特別会計

歳入は前年度に比べ9150万円6.8割の増加、歳出は46万円0.6割増加しています。収支差引額は7068万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は869万円の黒字でした。

歳入は、生活習慣病・動脈硬化性疾患の診療を中心に外来収入が7074万円(前年比103%)と安定しています。年間延べ患者数は、1万1752人(前年比98.9%)でした。歳出では、新規事業として富士見高原病院医師による外来診療をおこない、諏訪中央病院医師等の外来診療と合わせて連携強化を進めました。

◆有線放送事業特別会計

歳入は前年度に比べ137万円3.8割の減少、歳出は138万円5.1割減少しています。収支差引額は914万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は2万円の黒字でした。

歳入は、一般会計からの繰入金が増額となり、前年度繰越金は増額となっています。歳出は、映像資産保存業務委託料、職員人件費等が減少しました。ケーブルテレビ自主放送については、平成25年度に文字

放送システムを拡張し、新しい内容での放送を開始していますが、より多くの方に視聴していただけるよう、番組内容の充実と放送時間の明確化を図りました。

◆農業者労働災害共済事業特別会計

歳入は前年度に比べ34万円20.3割の増加、歳出は60万円156.0割増加しています。収支差引額は100万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は27万円の赤字でした。

農作業は、加入者の方が農作業中に受けた農機具、農薬などによる負傷、疾病、障害、死亡などの人身事故について、その災害の程度に応じ共済見舞金を支給する制度です。平成26年度は7件の事故が発生しました。死亡事故は発生しなかったものの、農業用機械による事故が多く重症な怪我が発生するとともに、中

◆後期高齢者医療特別会計

「後期高齢者医療制度」は長野県後期高齢者医療広域連合と村が協力して運営することとなり、村は各種申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの「窓口業務」のほか、特別会計を設け保険料の徴収を行っています。

平成26年度の保険料徴収率は100.0割、医療給付費は前年度比1.7割増の8億4190万円でした。被保険者数は1200人で1人当たりの医療費は76万円となり、県内77市町村中高い方から41番目でした。

企業会計

◆水道事業会計

収益的収支については、消費税を除いた営業収益は1億3674万円、うち給水収益が1億2583万円、その他の営業収益が1091万円です。営業費用は1億3424万円となり営業利益は25

◆下水道事業会計

消費税を除いた事業収益は1億543万円で、前年度と比較して450万円の減収となりました。一般会計から2

億4000万円を繰り入れ、営業外収益を加えた収益は3億7451万円となりました。会計制度改正による特別利益は91万円、特別損失は657万円となります。

支出は、維持管理に1億1959万円(減価償却費を除く)、起債の償還に2億335万円、流域下水道の本管の維持・耐震化工事および汚水処理場の施設更新による負担金などに246万円、建設改良費としてマンホールポンプの入替で16万円支出しております。資本的支出の合計は2億3068万円となります。

今年度は、消費税率引き上げ・終末処理場の使用料値上げに伴い料金改定をおこないました。平成26年度末の下水道普及率は、79.6割と県下の町村でも高い率となっています。

村税負担額内訳

(村民一人当たりの村税負担額)

固定資産税	53,919円
村民税	51,703円
たばこ税	3,863円
軽自動車税	3,181円
入湯税	116円
合計	112,782円

基金の状況

基金種別	基金名	金額
一般会計 (29億7,790万円)	財政調整基金	11億8,330万円
	減債基金	7億796万円
	農業振興基金	2億6,120万円
	庁舎建設基金	2億3,773万円
	地域福祉基金	2億円
	保健休養地管理事業基金	1億6,976万円
	義務教育施設整備基金	8,350万円
特別会計 (2億53万円)	一般会計その他	1億3,445万円
	有線放送施設整備基金	3,093万円
	農業者労働災害基金	1,623万円
	国保直営診療施設基金	1億5,330万円
その他 (8億5,611万円)	国民健康保険基金	7万円
	水道事業基金	5億6,511万円
	下水道事業基金	1億2,300万円
土地開発基金	1億6,800万円	
合計	40億3,454万円	

村債の残高

(借入金)

会計名	H26年度残高	住民1人当たり
一般会計	18億9,570万円	24万1,337円
下水道会計	13億1,712万円	16万7,679円
水道会計	7,419万円	9,445円
合計	32億8,701万円	41万8,461円

使われたお金

(村民一人当たりに使われたお金)〔一般会計〕

民生費	商工費	農林業費	公債費	総務費	消防費	教育費	議会費	土木費	合計
144,835円	36,392円	79,912円	32,219円	63,278円	17,377円	58,847円	8,196円	56,393円	539,505円
衛生費	42,055円								

特別・企業会計の状況

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	一般会計からの繰出額・負担額等	
国民健康保険事業勘定特別会計	11億5,472万円	9億9,772万円	1億5,700万円	7,004万円	
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計	1億4,458万円	7,390万円	7,068万円	0円	
有線放送事業特別会計	3,478万円	2,564万円	914万円	2,026万円	
農業者労働災害共済事業特別会計	199万円	99万円	100万円	0円	
後期高齢者医療特別会計	7,776万円	7,607万円	169万円	2,151万円	
特別会計 計	14億1,383万円	11億7,432万円	2億3,951万円	1億1,181万円	
水道事業会計	収益的収支	2億527万円	2億8,039万円	△7,512万円	93万円
	資本的収支	2,400万円	3億4,927万円	△3億2,527万円	0円
下水道事業会計	収益的収支	3億8,246万円	2億5,936万円	1億2,310万円	2億4,000万円
	資本的収支	448万円	2億3,068万円	△2億2,620万円	0円
企業会計 計	6億1,621万円	11億1,970万円	△5億349万円	2億4,093万円	

秋の全国火災予防運動

11月9日(月)～11月15日(日)

平成27年度全国統一防火標語

『無防備な 心に火災が かくれんぼ』



空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、秋の火災予防運動が実施されます。この運動の目的は一人ひとりが火災予防の知識を持ち、それを実践することにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことにあります。

原消防署では、この運動に合わせ、火災予防啓発ポスターの配布や消防車両等による巡回広報、各事業所が行う自衛消防訓練の指導などを行います。各区或いは、各事業所等で、訓練・研修会等を実施するにあたり、消防職員の派遣を希望される場合は事前にお問い合わせください。また、消防訓練実施通知書を原消防署まで提出してください。

○原村の火災原因、「たき火の不始末」がトップ!!

毎年、原村の火災原因で最も多いものが「たき火の不始末」です。土手草焼きの火を逃がした火災も多数発生しています。これらを踏まえ、下記注意事項を守り十分注意して行ってください。

★注意事項★

- 枯れ草等のある、火災が発生しやすい場所でたき火をしない。
- たき火等を行う時は、**その場を離れず、終わった後は完全に消火する。**
- 強風時・乾燥時には、たき火・火入れをしない。
- 住宅の周りに新聞紙などの燃えやすい物を置かない。
- 住宅にセンサーライト等を設置し、夜間の防犯に努める。



○住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープ、暖房機は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



★建物火災の死者の8割は住宅火災によるものです。
逃げ遅れを防ぐ切り札は**住宅用火災警報器**です。
まだ設置していないご家庭は、すぐに設置しましょう。

問 原消防署予防係 ☎79-2442(直通)

春のいきいき体操教室



財政の健全化を示す各指標は基準値に達しておらず、原村の財政は適正に運営されています。

財政指標の状況

一般会計に有線放送事業特別会計と農業者労働災害共済事業特別会計を加え、繰入金・繰入金等を調整した普通会計の決算規模は、歳入総額で47億3611万円となり、前年度に比べて4億6621万円10.9割の増加、歳出総額では42億4363万円5割の増加となりました。

普通会計の決算状況

指標で見る財政状況

健全化判断比率	H26年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	5.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	—

基準値を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられます。

区分	H26年度	H25年度	
	原村	原村	類似団体平均 県内平均
経常収支比率	79.0%	75.0%	81.0% 83.7%
財政力指数	0.37	0.37	0.24 0.38

資金不足比率	H26年度	H25年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%

○経常収支比率(決まって支払う経費は?)

人件費や物件費、公債費などで毎年支払う経費を「経常的経費」といいます。その経費に、使い道の自由なお金がどのくらい充てられているかを示すのが経常収支比率といえます。

○財政力指数(自前の財源は?)

地方公共団体の財政力を示す数値で、1に近いほど財政に余裕があります。

○健全化判断比率(村全体の財政の健全度は?)

実質赤字比率: 一般会計等(有線会計・農労災会計が加わります)の実質赤字の比率で、数値が高いほど赤字が多いこととなります。

連結実質赤字比率: 全ての会計の実質赤字の比率をいいます。

実質公債費比率: 公債費及び公債費に準じた経費の財政規模に占める割合で、起債の借入の制限にも使用されます。

将来負担比率: 地方債残高のほか、一般会計等が将来負担することが見込まれる負債等の比率で、職員の退職手当支給予定額、公社や設立法人に対する損失補償債務なども算定に入ります。

○資金不足比率: 公営企業ごとの資金不足の比率です。

シリーズ 「気楽にできる健康づくり」②

先月号で紹介した、普段の生活の中での運動や食生活に気を付けていますか?今回は、健診・がん検診のお勧めです。

日本一元気な村づくりー村勢要覧の中にもあるこの村づくりには、なんと100人も皆さんの健康が第一です。■**年1回健診・がん検診を受けましょう**

健診(検診)を受けたくない理由として、

1. お金がかかる。
 2. 時間が合わない。
 3. 説明を聞きたくない。
- の3点が上位だそうですが、病気が発見が遅れると進行してしまつたため、それだけ治療期間が長くなり、その分仕事を休まなければならず、また、多くの医療費がかかります。なにより、家族の負担は今までの生活を一変させてしまいます。

早期発見、早期治療のためにも、年1回、健診・がん検診を受けましょう。なお、村の健診(検診)は

自分の体を自分で知ることが大事ですね。毎日、健康を意識しながら生活をしていきたいものです。

保健福祉課 医療給付係 健康づくり係